

平成十年厚生省令第七号

美容師法施行規則

美容師法（昭和三十二年法律第百六十三号）第四条第三項及び第六項、第五条の六、第十一條第一

項及びに附則第十一項、理容師法及び美容師法の一部を改正する法律(平成七年法律第百九号)附則第五条第一項及び第二項並びに美容師法施行規則第百一十九号の規定による

（昭和三十二年政令第一百七十七号）第四条の規定に基づき、並びに美容師法を実施するため、
美容師法施行規則（昭和三十二年厚生省令第四十
二号）の全部を改正するこの省令を次のように定

第一回 次の日

第一章 免許及び登録（第一条—第十一条）

第三章 美容所等（第十九条—第二十八条）

附則 第一章 免許及び登録

**第一條 美容師法（昭和三十一年法律第二百六十三
（免許の申請手続）**

号。以下「法」という。第三条第一項の規定

により美容師の免許を受けようとする者は、様式第一による申請書に次に掲げる書類を添え

厚生労働大臣に提出しなければならない。
書籍の書本若しくは抄本又は主民票の写し

(住民基本台帳法) (昭和四十二年法律第八十

理及び難民認定法（昭和二十六年政令第三百一号）第七条第五号に掲げる事項（出入国管

十九号) 第十九条の三に規定する中長期在留者(日本国籍の在留者を除く)に係る日本の国

者及び日本国との平和条約に基てき日本の国籍を離脱した者等の出入国管理に関する特例

法（平成三年法律第七十一号）に定める特別永住者にあつては、住民基本台帳法第三十条

の四十五に規定する国籍等）を記載したもの

に限る。第三条第二項において同じ。) (出入
国管理及び難民認定法第十九条の三各号に掲

げる者にあつては、旅券その他の身分を証する書類の写し。第三条第二項において同じ。」

二 精神の機能の障害に関する医師の診断書

(法第三条第二項第一号の厚生労働省令で定める者)

第一条の二 法第三条第二項第一号の厚生労働省

令で定める者は、精神の機能の障害により美容師の業務を適正に行うに当たつて必要な認知、

判断及び意思疎通を適切に行うことができない者とする。

（治療等の考慮）

第一条の三 厚生労働大臣は、美容師の免許の申請を行つた者が前条に規定する者に該当するど

(美容師名簿の登録事項)

第二条 美容師名簿（以下「名簿」という。）には、次に掲げる事項を登録する。

一 登録番号及び登録年月日

二 本籍地都道府県名（日本の国籍を有しない者については、その国籍）

三 氏名、生年月日及び性別

四 美容師試験合格の年月

五 業務停止の处分年月日、期間及び理由並びに処分をした者

六 免許取消しの处分年月日及び理由

七 再免許のときは、その旨

八 美容師免許証（以下「免許証」という。）若しくは美容師免許証明書（以下「免許証明書」という。）を書換え交付し、又は再交付した場合には、その旨並びにその理由及び年月日

九 登録の消除をした場合には、その旨並びにその理由及び年月日

(名簿の訂正)

第三条 美容師は、前条第二号又は第三号の登録事項に変更を生じたときは、三十日以内に、名簿の訂正を申請しなければならない。

前項の申請をするには、様式第一による申請書に戸籍の謄本若しくは抄本又は住民票の写しを添え、これを厚生労働大臣に提出しなければならない。

(登録の消除)

第四条 名簿の登録の消除を申請するには、様式第三による申請書を厚生労働大臣に提出しなければならない。

美容師が死亡し、又は失そうの宣告を受けたときは、戸籍法（昭和二十二年法律第二百一十四号）による死亡又は失そうの届出義務者は、三十日以内に、名簿の登録の消除を申請しなければならない。

(免許証の書換え交付)

第五条 美容師は、免許証又は免許証明書の記載事項に変更を生じたときは、免許証の書換え交付を申請することができる。

前項の申請をするには、様式第二による申請書に免許証又は免許証明書を添え、これを厚生労働大臣に提出しなければならない。

認める場合において、当該者が免許を与えるかどうかを決定するときは、当該者が現に受けている治療等により障害の程度が軽減している状況を考慮しなければならない。

第六条 美容師は、免許証又は免許証明書を破り、汚し、又は失ったときは、免許証の再交付を申請することができる。

2 前項の申請をするには、様式第四による申請書を厚生労働大臣に提出しなければならない。

3 第一項の申請をする場合には、手数料として四千五百十円を国に納めなければならぬ。

4 免許証又は免許証明書を破り、又は汚した美容師が第一項の申請をする場合には、申請書にその免許証又は免許証明書を添付しなければならない。

(免許証又は免許証明書の返納等)

第七条 美容師は名簿の登録の消除を申請するとときは、免許証又は免許証明書を厚生労働大臣に返納しなければならない。第四条第二項の規定により名簿の登録の消除を申請する者についても、同様とする。

2 法第十一条第一項又は第三項の規定により免許の取消処分を受けた者は、速やかに、厚生労働大臣に免許証又は免許証明書を返納しなければならない。

3 法第十一条第二項の規定により業務の停止処分を受けた者は、速やかに、処分を行つた都道府県知事、地域保健法(昭和二十二年法律第一百一号)第五条第一項の規定に基づく政令で定める市(以下「保健所を設置する市」という)の市長又は特別区の区長に免許証又は免許証明書を提出するものとする。

(登録免許税及び手数料の納付)

第八条 第一条又は第三条第二項の申請書には、登録免許税の領収証書又は登録免許税の額に相当する収入印紙をはらなければならない。

2 第六条第二項の申請書には、手数料の額に相当する収入印紙をはらなければならない。

(規定の適用等)

第九条 法第五条の三第一項に規定する指定を受けた者(以下「指定登録機関」という。)が美容師の登録の実施等に関する事務を行う場合における第一条、第三条第二項、第四条第一項、第五条(見出しを含む)、第六条の見出し、同一条第一項、第二項及び第五項並びに第七条第一項及び第二項の規定の適用については、これら

2 前項に規定する場合においては、第六条第三項及び第八条第二項の規定は適用しない。
(業務停止に関する通知)

第十一条 美容師法施行令(昭和三十二年政令第二百七十七号)第五条の厚生労働省令で定める事項は、次のとおりとする。

一 処分を受けた者の登録番号及び登録年月日

二 処分を受けた者の氏名、生年月日及び住所

三 処分の内容及び処分を行った年月日

第二章 美容師試験

(法第四条第三項の厚生労働省令で定める期間)

第十二条 法第四条第三項の厚生労働省令で定める期間は、同条第四項第一号又は第二号に規定する昼間課程又は夜間課程において知識及び技能を修得する者にあつては二年、同項第三号に規定する通信課程において知識及び技能を修得する者にあつては三年とする。ただし、理容師法(昭和二十一年法律第二百三十四号)第三条第三項に規定する指定を受けた理容師養成施設において理容師法施行規則(平成十年厚生省令第四号)第十一条前段に規定する期間以上理容師になるのに必要な知識及び技能を修得している者については、昼間課程又は夜間課程において知識及び技能を修得するものにあつては一年、通信課程において知識及び技能を修得するものにあつては一年六月とする。

(試験の課目)

第十三条 美容師試験を分けて筆記試験及び実技試験とし、その課目は、それぞれ次のとおりとする。

- 筆記試験
- 関係法規・制度
- 衛生管理
- 保健
- 香粧品化学
- 文化論
- 美容技術理論
- 運営管理
- 実技試験

美容実技 (試験の免除)

第十三条 筆記試験又は実技試験に合格した者については、その申請により、筆記試験又は実技試験に合格した美容師試験に引き続いて行われる次回の美容師試験に限り、その合格した試験を免除する。

2 理容師法第二条の規定により理容師の免許を受けた者については、その申請により、美容技術論を除く筆記試験を免除する。

第十四条 試験を施行する期日及び場所並びに受験願書の提出期限は、あらかじめ、官報で公告する。

(受験の手続)

第十五条 試験を受けようとする者は、様式第五による受験願書を厚生労働大臣に提出しなければならない。

2 前項の受験願書には、次に掲げる書類を添付しなければならない。

一 法第四条第三項に規定する指定を受けた美容師養成施設の卒業証明書
二 写真（出願前六ヶ月以内に脱帽して正面から撮影した縦四・五センチメートル横三・五センチメートルのもので、その裏面には撮影年月日及び氏名を記載すること。）
(合格証書の交付)

第十六条 厚生労働大臣は、美容師試験に合格した者に合格証書を交付するものとする。

(合格証明書の交付及び手数料)

第十七条 美容師試験に合格した者は、厚生労働大臣に合格証明書の交付を申請することができる。

2 前項の申請をする場合には、手数料として千百五十円を国に納めなければならない。

(手数料の納入方法)

第十七条の二 第十五条第一項の出願又は前条第一項の申請をする場合には、手数料として千百五十円を国に納めなければならない。

(規定の適用等)

第十八条 法第四条の二第一項に規定する指定を受けた者（以下「指定試験機関」という。）が試験の実施に関する事務を行う場合における第十五条第一項、第十六条及び第十七条の規定の適用については、これらの規定中「厚生労働大臣」とあり、及び「国」とあるのは、「指定試験機関」とする。

2 条第二項の規定により読み替えて適用する第十七条の規定により指定試験機関に納められた手数料は、指定試験機関の収入とする。

第十九条 法第十一条第一項の規定による美容所の開設の届出は、次に掲げる事項を記載した届出書を当該美容所所在地の都道府県知事、保健所を設置する市の市長又は特別区の区長に提出することによって行うものとす。

第二十条 前項の規定により読み替えて適用する第十七条の規定により指定試験機関に納められた手数料は、指定試験機関の収入とする。この場合において、その届出が前条第一項第六号に規定する事項の変更又はは理美容師となる者が法第十二条の三第二項の規定又は変更に係るものであるときは、新たに管理美容師となる者が法第十二条の三第二項の規定に該当することを証する書類を添付しなければならない。

第三章 美容所等

(開設の届出)

第十九条 法第十一条第一項の規定による美容所の開設の届出は、次に掲げる事項を記載した届出書を当該美容所所在地の都道府県知事、保健所を設置する市の市長又は特別区の区長に提出することによって行うものとす。

一 美容所の名称及び所在地
二 開設者の氏名及び住所（法人にあつては、その名称、所在地及び代表者の氏名）
三 法第十二条の三第一項に規定する美容所にあつては、管理美容師の氏名及び住所
四 美容所の構造及び設備の概要
五 美容師の氏名及び登録番号並びにその他の従業者の氏名
六 美容師につき、結核、皮膚疾患その他厚生労働大臣の指定する伝染性疾病がある場合
七 開設予定年月日
八 開設しようとする美容所と同一の場所で現に理容所（理容師法第一条の二第二項に規定する理容所をいう。次号において同じ。）が開設されている場合は、当該理容所の名称
九 開設しようとする美容所と同一の場所で理容師法第十一条第一項の届出がされている場合（前号の場合を除き、当該届出を当該美容所の開設の届出と同時にを行う場合を含む。）は、当該理容所の開設予定年月日
十 前項の届出書には、美容師につき、同項第六号に規定する疾病的有無に関する医師の診断書を添付しなければならない。

十一 開設しようとする美容所の開設者の地位の承継の届出をしようとする者は、次に掲げる事項を記載した届出書を当該美容所所在地の都道府県知事、保健所を設置する市の市長又は特別区の区長に提出しなければならない。

十二 前項の届出書には、當業の譲渡が行われたことを証する書類を添付しなければならない。

十三 第十九条第四項の規定は、第一項の規定によつては、その名称、主たる事務所の所在地及び代表者の氏名

十四 美容所の名称及び所在地
十五 美容所の名称及び住所（法人にあつては、その名称、所在地及び代表者の氏名）
十六 分割前の法人の名称、主たる事務所の所在地及び代表者の氏名
十七 分割の年月日
十八 美容所の名称及び所在地

十九 前項の届出書には、分割により當業を承継した法人的登記事項証明書を添付しなければならない。

二十 第十二条の二第二項の規定により相続による美容所の開設者の地位の承継の届出をしようとする者は、次に掲げる事項を記載した届出書を当該美容所所在地の都道府県知事、保健所を設置する市の市長又は特別区の区長に提出しなければならない。

二十一 第十二条の二第二項の規定により相続による美容所の開設者の地位の承継の届出をしようとする者は、次に掲げる事項を記載した届出について準用する。

二十二 法第十二条の二第二項の規定により相続による美容所の開設者の地位の承継の届出をしようとする者は、次に掲げる事項を記載した届出書を当該美容所所在地の都道府県知事、保健所を設置する市の市長又は特別区の区長に提出しなければならない。

二十三 第十二条の三第一項に規定する美容所を開設しようとする者が第一項の届出をするに当たっては、前項の書類のほか、住民票の写し（住民基本台帳法第三十三条の四十五に規定する国籍等を記載したものに限る。）を添えるものとする。

二十四 美容所の名称及び所在地
二十五 美容所の名称及び住所（法人にあつては、その名称、所在地及び代表者の氏名）
二十六 分割前の法人の名称、主たる事務所の所在地及び代表者の氏名
二十七 分割の年月日
二十八 美容所の名称及び所在地

二十九 前項の届出書には、分割により當業を承継した法人的登記事項証明書を添付しなければならない。

三十 第十二条の三第二項の規定による美容所の開設者の地位の承継の届出をしようとする者は、次に掲げる事項を記載した届出書を当該美容所所在地の都道府県知事、保健所を設置する市の市長又は特別区の区長に提出しなければならない。

三十一 第十二条の三第二項の規定による美容所の開設者の地位の承継の届出をしようとする者は、次に掲げる事項を記載した届出書を当該美容所所在地の都道府県知事、保健所を設置する市の市長又は特別区の区長に提出しなければならない。

三十二 第十二条の三第二項の規定による美容所の開設者の地位の承継の届出をしようとする者は、次に掲げる事項を記載した届出書を当該美容所所在地の都道府県知事、保健所を設置する市の市長又は特別区の区長に提出しなければならない。

在地の都道府県知事、保健所を設置する市の市長又は特別区の区長に提出することによって行うものとする。この場合において、その届出が前条第一項第六号に規定する事項の変更又はは理美容師となる者が法第十二条の三第二項の規定に該当することを証する書類を添付しなければならない。

三十三 第十二条の二第二項の規定により合併による美容所の開設者の地位の承継の届出をしようとする者は、次に掲げる事項を記載した届出書を当該美容所所在地の都道府県知事、保健所を設置する市の市長又は特別区の区長に提出しなければならない。

三十四 第十二条の二第二項の規定により合併により設立された法人の登記事項証明書を記載した届出書を当該美容所所在地の都道府県知事、保健所を設置する市の市長又は特別区の区長に提出しなければならない。

三十五 第十二条の二第二項の規定により分割による美容所の開設者の地位の承継の届出をしようとする者は、次に掲げる事項を記載した届出書を当該美容所所在地の都道府県知事、保健所を設置する市の市長又は特別区の区長に提出しなければならない。

三十六 第十二条の二第二項の規定により分割による美容所の開設者の地位の承継の届出をしようとする者は、次に掲げる事項を記載した届出書を当該美容所所在地の都道府県知事、保健所を設置する市の市長又は特別区の区長に提出しなければならない。

三十七 第十二条の二第二項の規定により分割による美容所の開設者の地位の承継の届出をしようとする者は、次に掲げる事項を記載した届出書を当該美容所所在地の都道府県知事、保健所を設置する市の市長又は特別区の区長に提出しなければならない。

三十八 第十二条の二第二項の規定により分割による美容所の開設者の地位の承継の届出をしようとする者は、次に掲げる事項を記載した届出書を当該美容所所在地の都道府県知事、保健所を設置する市の市長又は特別区の区長に提出しなければならない。

三十九 第十二条の二第二項の規定により分割による美容所の開設者の地位の承継の届出をしようとする者は、次に掲げる事項を記載した届出書を当該美容所所在地の都道府県知事、保健所を設置する市の市長又は特別区の区長に提出しなければならない。

四十 第十二条の二第二項の規定により分割による美容所の開設者の地位の承継の届出をしようとする者は、次に掲げる事項を記載した届出書を当該美容所所在地の都道府県知事、保健所を設置する市の市長又は特別区の区長に提出しなければならない。

四十一 第十二条の二第二項の規定による美容所の開設者の地位の承継の届出をしようとする者は、次に掲げる事項を記載した届出書を当該美容所所在地の都道府県知事、保健所を設置する市の市長又は特別区の区長に提出しなければならない。

四十二 第十二条の二第二項の規定による美容所の開設者の地位の承継の届出をしようとする者は、次に掲げる事項を記載した届出書を当該美容所所在地の都道府県知事、保健所を設置する市の市長又は特別区の区長に提出しなければならない。

四十三 第十二条の二第二項の規定による美容所の開設者の地位の承継の届出をしようとする者は、次に掲げる事項を記載した届出書を当該美容所所在地の都道府県知事、保健所を設置する市の市長又は特別区の区長に提出しなければならない。

四十四 第十二条の二第二項の規定による美容所の開設者の地位の承継の届出をしようとする者は、次に掲げる事項を記載した届出書を当該美容所所在地の都道府県知事、保健所を設置する市の市長又は特別区の区長に提出しなければならない。

四十五 第十二条の二第二項の規定による美容所の開設者の地位の承継の届出をしようとする者は、次に掲げる事項を記載した届出書を当該美容所所在地の都道府県知事、保健所を設置する市の市長又は特別区の区長に提出しなければならない。

四十六 第十二条の二第二項の規定による美容所の開設者の地位の承継の届出をしようとする者は、次に掲げる事項を記載した届出書を当該美容所所在地の都道府県知事、保健所を設置する市の市長又は特別区の区長に提出しなければならない。

四十七 第十二条の二第二項の規定による美容所の開設者の地位の承継の届出をしようとする者は、次に掲げる事項を記載した届出書を当該美容所所在地の都道府県知事、保健所を設置する市の市長又は特別区の区長に提出しなければならない。

四十八 第十二条の二第二項の規定による美容所の開設者の地位の承継の届出をしようとする者は、次に掲げる事項を記載した届出書を当該美容所所在地の都道府県知事、保健所を設置する市の市長又は特別区の区長に提出しなければならない。

四十九 第十二条の二第二項の規定による美容所の開設者の地位の承継の届出をしようとする者は、次に掲げる事項を記載した届出書を当該美容所所在地の都道府県知事、保健所を設置する市の市長又は特別区の区長に提出しなければならない。

五十 第十二条の二第二項の規定による美容所の開設者の地位の承継の届出をしようとする者は、次に掲げる事項を記載した届出書を当該美容所所在地の都道府県知事、保健所を設置する市の市長又は特別区の区長に提出しなければならない。

二 一 相続人が二人以上ある場合において、その全員の同意により美容所の開設者の地位を承継すべき相続人として選定された者にあつては、その全員の同意書

二 二 合併による美容所の開設者の地位の承継の届出をしようとする者は、次に掲げる事項を記載した届出書を当該美容所所在地の都道府県知事、保健所を設置する市の市長又は特別区の区長に提出しなければならない。

二 三 合併の年月日

二 四 美容所の名称及び所在地

二 五 合併により消滅した法人の名称、主たる事務所の所在地及び代表者の氏名

二 六 合併により存続する法人又は合併後存続する法人又は合併により設立された法人の登記事項証明書を記載した届出書を当該美容所所在地の都道府県知事、保健所を設置する市の市長又は特別区の区長に提出しなければならない。

二 七 合併しなければならない。

二 八 合併により分割による美容所の開設者の地位の承継の届出をしようとする者は、次に掲げる事項を記載した届出書を当該美容所所在地の都道府県知事、保健所を設置する市の市長又は特別区の区長に提出しなければならない。

二 九 合併により分割による美容所の開設者の地位の承継の届出をしようとする者は、次に掲げる事項を記載した届出書を当該美容所所在地の都道府県知事、保健所を設置する市の市長又は特別区の区長に提出しなければならない。

二 十 合併により分割による美容所の開設者の地位の承継の届出をしようとする者は、次に掲げる事項を記載した届出書を当該美容所所在地の都道府県知事、保健所を設置する市の市長又は特別区の区長に提出しなければならない。

二 十一 合併により分割による美容所の開設者の地位の承継の届出をしようとする者は、次に掲げる事項を記載した届出書を当該美容所所在地の都道府県知事、保健所を設置する市の市長又は特別区の区長に提出しなければならない。

二 十二 合併により分割による美容所の開設者の地位の承継の届出をしようとする者は、次に掲げる事項を記載した届出書を当該美容所所在地の都道府県知事、保健所を設置する市の市長又は特別区の区長に提出しなければならない。

二 十三 合併により分割による美容所の開設者の地位の承継の届出をしようとする者は、次に掲げる事項を記載した届出書を当該美容所所在地の都道府県知事、保健所を設置する市の市長又は特別区の区長に提出しなければならない。

二 十四 合併により分割による美容所の開設者の地位の承継の届出をしようとする者は、次に掲げる事項を記載した届出書を当該美容所所在地の都道府県知事、保健所を設置する市の市長又は特別区の区長に提出しなければならない。

二 十五 合併により分割による美容所の開設者の地位の承継の届出をしようとする者は、次に掲げる事項を記載した届出書を当該美容所所在地の都道府県知事、保健所を設置する市の市長又は特別区の区長に提出しなければならない。

二 十六 合併により分割による美容所の開設者の地位の承継の届出をしようとする者は、次に掲げる事項を記載した届出書を当該美容所所在地の都道府県知事、保健所を設置する市の市長又は特別区の区長に提出しなければならない。

二 十七 合併により分割による美容所の開設者の地位の承継の届出をしようとする者は、次に掲げる事項を記載した届出書を当該美容所所在地の都道府県知事、保健所を設置する市の市長又は特別区の区長に提出しなければならない。

二 十八 合併により分割による美容所の開設者の地位の承継の届出をしようとする者は、次に掲げる事項を記載した届出書を当該美容所所在地の都道府県知事、保健所を設置する市の市長又は特別区の区長に提出しなければならない。

二 十九 合併により分割による美容所の開設者の地位の承継の届出をしようとする者は、次に掲げる事項を記載した届出書を当該美容所所在地の都道府県知事、保健所を設置する市の市長又は特別区の区長に提出しなければならない。

二 二十 合併により分割による美容所の開設者の地位の承継の届出をしようとする者は、次に掲げる事項を記載した届出書を当該美容所所在地の都道府県知事、保健所を設置する市の市長又は特別区の区長に提出しなければならない。

二 二十一 合併により分割による美容所の開設者の地位の承継の届出をしようとする者は、次に掲げる事項を記載した届出書を当該美容所所在地の都道府県知事、保健所を設置する市の市長又は特別区の区長に提出しなければならない。

二 二十二 合併により分割による美容所の開設者の地位の承継の届出をしようとする者は、次に掲げる事項を記載した届出書を当該美容所所在地の都道府県知事、保健所を設置する市の市長又は特別区の区長に提出しなければならない。

イ 医師

| 科目 | 時間 |
|----------|------|
| 公衆衛生 | 四時間 |
| 美容所の衛生管理 | 十四時間 |

二 二十二 合併により分割による美容所の開設者の地位の承継の届出をしようとする者は、次に掲げる事項を記載した届出書を当該美容所所在地の都道府県知事、保健所を設置する市の市長又は特別区の区長に提出しなければならない。

イ 医師

二 二十三 合併により分割による美容所の開設者の地位の承継の届出をしようとする者は、次に掲げる事項を記載した届出書を当該美容所所在地の都道府県知事、保健所を設置する市の市長又は特別区の区長に提出しなければならない。

二 二十四 合併により分割による美容所の開設者の地位の承継の届出をしようとする者は、次に掲げる事項を記載した届出書を当該美容所所在地の都道府県知事、保健所を設置する市の市長又は特別区の区長に提出しなければならない。

- 四 前号の認定を受けた者に対し、講習会修了証書を交付すること。

（皮膚に接する器具）

第二十四条 法第八条第一号及び第一号に規定する器具とは、クリップ、はさみ、くし、刷毛、ふけ取り、かみそりその他の皮膚に直接接触して用いられる器具とする。

（消毒の方法）

第二十五条 法第八条第二号に規定する消毒は、器具を十分に洗浄した後、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定めるいずれかの方法により行わなければならない。

一 カミソリ（専ら頭髪を切断する用途に使用されるものを除く。以下この号において同じ。）及びカミソリ以外の器具で血液が付着しているもの又はその疑いのあるものに係る消毒

イ 沸騰後二分間以上煮沸する方法

ロ エタノール水溶液（エタノールが七十分以上である水溶液をいう。次号ニにおいて同じ。）中に十分間以上浸す方法

ハ 次亜塩素酸ナトリウムが〇・一パーセント以上である水溶液中に十分間以上浸す方法

二 前号に規定する器具以外の器具に係る消毒

イ 二十分間以上一平方センチメートル当たり八十五マイクロワット以上の紫外線を照射する方法

ロ 沸騰後二分間以上煮沸する方法

ハ 十分間以上摂氏八十度を超える湿熱に触れさせる方法

二 エタノール水溶液中に十分間以上浸し、又はエタノール水溶液を含ませた綿若しくはガーゼで器具の表面をふく方法

ホ 次亜塩素酸ナトリウムが〇・〇一パーセント以上である水溶液中に十分間以上浸す方法

ヘ 逆性石ケンが〇・一パーセント以上ある水溶液中に十分間以上浸す方法

ト
グルコン酸クロルヘキシジンが〇・〇五
パーセント以上である水溶液中に十分間以
上浸す方法

第四条 地方公共団体の事務に係る国との関与等の整理、合理化等に関する法律（昭和六十一年法律）

- 第四条** 地方公共団体の事務に係る国の閣与等の整理、合理化等に関する法律（昭和六十年法律第九十号）第十九条の規定による改正前の美容師法の規定による美容師試験又は改正法第二条の規定による改正前の美容師法の規定による美容師試験（改正法附則第二条の規定によりなほ前項の例により行われる美容師試験を含む。）の学科試験若しくは実地試験に合格した者は、厚生労働大臣に当該試験の合格証明書の交付を申請することができる。

第十七条第二項、第十七条の二及び第十八条の規定は、前項の合格証明書の交付の申請について準用する。この場合において、第十七条第二項中「前項」とあり、及び第十七条の二中「第十五条第一項の出願又は前条第一項」とあるのは「附則第四条第一項」と、「受験願書又は申請書」とあるのは「申請書」と、第十八条第一項中「第十五条第一項、第十六条及び第十七条」とあるのは「第十七条第二項及び附則第七条」とあるのは「第十三条第一項」で読み替えるものとする。

第五条 改正法附則第二条の規定によりなほ前項の例により行われる美容師試験の学科試験に合格した者については、その申請により、平成十四年三月三十一日までの間は、第十二条の筆記試験を免除する。

前項の規定により筆記試験の免除を申請する者は、同項の規定に該当する者であることを証する書類を受験願書に添付しなければならないこととする。

一 厚生労働大臣が別に定める講習の課程を修了した者

二 美容師養成施設指定規則（平成十年厚生省令第八号）第三条第二項の規定により厚生労働大臣が入所資格について特別の基準を設定した場合において、当該特別の基準が適用される美容師養成施設の全教科課程を修了しられる者は、次のとおりとする。

第七条 法附則第十一項の規定により旧中等学校令（昭和十八年勅令第三十六号）による中等学校卒業した者と同等以上の学力があると認められた者は、次のとおりとする。

一 旧国民学校令（昭和十六年勅令第百四十八号）による国民学校（この条及び次条において「国民学校」という。）初等科修了を入学

資格とする修業年限四年の旧中等学校令による高等女学校卒業を入学資格とする同令による高等女学校の高等科又は専攻科の第一学年

資格とする修業年限

- 二　国民学校初等科修了を入学資格とする修業年限四年の旧中等学校令による高等女学校卒業を入学資格とする同令による高等女学校の高等科又は専攻科の第一学年を修了した者

三　旧師範教育令（昭和十八年勅令第百九号）による師範学校予科の第三学年を修了した者

四　旧師範教育令による附属中学校又は附属高等学校を卒業した者

五　旧師範教育令（明治二十年勅令第三百四十六号）による師範学校本科第一部の第三学年を修了した者

六　内地以外の地域における学校の生徒、児童、卒業者等の他の学校へ入学及び転学に関する規程（昭和十八年文部省令第六十三号）

七　第二条若しくは第五条の規定により中等学校を卒業した者又は前各号に掲げる者と同一のものを除く。）を卒業した者

八　旧専門学校令（明治三十六年勅令第六十二号）に基づく旧専門学校入学者検定規程（大正十三年文部省令第二十二号）による試験検定に合格した者又は同規程により文部大臣において専門学校入学に関し中学校若しくは高等女学校卒業者と同等以上の学力を有するものと指定した者

九　旧実業学校卒業程度検定規程（大正十四年文部省令第三十号）による検定に合格した者

十　旧高等試験令（昭和四年勅令第十五号）第七条の規定により文部大臣が中等学校卒業程度において行う試験に合格した者

十一　教育職員免許法施行法（昭和二十四年法律第二百四十八号）第一条第一項の表の第二号、第三号、第六号若しくは第九号の上欄に掲げる教員免許状を有する者又は同法第二条第一項の表の第九号、第十八号から第二十号の四まで、第二十一号若しくは第二十三号の上欄に掲げる資格を有する者

十二　前各号に掲げる者のほか、都道府県知事において、美容師養成施設の入学に関し中等学校の卒業者と同等以上の学力を有するものと認定した者

第八条 改正法附則第五条第二項の規定により国民学校の高等科を修了した者又は旧中等学校令による中等学校の二年の課程を終わつた者と同様以上の学力があると認められる者は、次のとおりとする。

一 旧師範教育令（昭和十八年勅令第百九号）による附属中学校又は附属高等女学校の第二学年を修了した者

二 旧盲学校及聾哑学校令（大正十二年勅令第三百七十五号）によるろうあ学校の中等部第三学年を修了した者

三 旧高等学校令（大正七年勅令第三百八十九号）による高等学校尋常科の第二学年を修了した者

四 旧青年学校令（昭和十四年勅令第二百五十四号）による青年学校の普通科の課程を修了した者

五 昭和十八年文部省令第六十三号（内地以外の地域に於ける学校の生徒、児童、卒業者等の他の学校へ入学及転学に関する規程（第一号から第三条まで及び第七条の規定により国民学校の高等科を修了した者、中等学校の二年の課程を終わった者又は第三号に掲げる者と同一の取扱いを受ける者と前各号に掲げる者のほか、都道府県知事において、美容師養成施設の入学に関し国民学校の高等科を修了した者又は中等学校の二年の課程を終わった者とおおむね同等の学力を有するとの認定した者

六 附 則（平成一二年三月三〇日厚生省令第五七号）抄

（施行期日）
第一条 この省令は、平成十二年四月一日から施行する。
(美容師法施行規則の一部改正に伴う経過措置)
第七条 第十二条の規定による改正前の美容師法施行規則第七条第三項又は第九条第一項の規定により厚生大臣又は指定登録機関に対し提出しなければならない事項で、施行日前にその手続がされていないものについては、これを、第十二条の規定による改正後の美容師法施行規則（以下この条において「新省令」という。）第七条第三項の規定により提出をしなければならない事項についてその手続がなされていないものとみなして、新省令を適用する。この場合において、新省令第七条第三項中「処分を行つた」とあるのは、「当該美容所所在地の」と読み替えるものとする。

二 略
四までの改正規定を除く。)及び第五条(美容師法施行規則様式第一から第四までの改正規定を除く。)の規定並びに附則第三条及び
第十二条の規定 平成三十年十月一日
四 第二条及び第六条の規定並びに附則第二条
及び第十一条の規定 平成三十一年十月一日
(美容師法施行規則に係る経過措置)
第十一条 第二号施行日前に美容師法第四条第三項に規定する指定を受けた美容師養成施設において美容師になるのに必要な知識及び技能の修得を開始した者であつて、昼間課程若しくは夜間課程において平成三十一年九月三十日まで又は通信課程において平成三十二年九月三十日までに当該知識及び技能を修め終わるもの(第五条の規定による改正後の美容師法施行規則第十三条第二項の規定により試験が免除される者を除く。)が受ける美容師試験については、平成三十三年三月三十一日までの間は、なお従前の例による。
2 第二号施行日前に美容師法第四条第三項に規定する指定を受けた美容師養成施設において美容師になるのに必要な知識及び技能の修得を開始した者であつて、昼間課程又は夜間課程において令和元年十月一日から令和三年三月三十一日までの間に当該知識及び技能を修め終わるもの(第五条の規定による改正後の美容師法施行規則第十三条第二項の規定により試験が免除される者並びに美容師養成施設指定規則第二条第一項第九号に規定する修業期間が二年の美容師養成施設において修得の開始から二年の間に当該知識及び技能を修め終わらない者並びに令和二年十月一日から令和三年三月三十一日までの間に当該知識及び技能を修め終わる者であつて修業期間が三年の美容師養成施設において修得の開始から三年の間に当該知識及び技能を修め終わらないものを除く。)が受ける美容師試験については、令和三年三月三十一日までの間は、なお従前の例による。
第十二条 理容師法及び美容師法の一部を改正する法律附則第三条の規定により同法第一条の規定による改正後の理容師法の規定による理容師試験を受けることができるものとされている者については、第五条の規定による改正後の美容師法施行規則第十一条ただし書の規定の適用に当たつては、理容師法第三条第三項に規定する

指定を受けた理容師養成施設において理容師法施行規則第十一條前段に規定する期間以上理容師になるのに必要な知識及び技能を修得している者とみなす。

附則（今和元年五月七日厚生労働省令
抄第一号）

第一条 この省令は、公布の日から施行する。
(平成廿四年四月一日)

第二条 この省令による改正前のそれぞれの省令
並びに定める様式（次項に付し、以下「旧様式」とい

て定める様式（次項において「旧様式」といふ。）により使用されている書類は、この省令による改正後のそれぞれの省令で定める様式に

2 旧様式による用紙については、合理的に必要と認められる範囲内で、当分の間、これを取り繕つて使用することができる。

この省令は、令和元年十月一日から施行する。

附 貝 令第一四〇号 厚生労働省
施行期日 抄

1 この省令は、令和二年十一月十五日から施行する。

附 貞（今和二年一二月八日厚生労働省
令第一九六号）

1 この省令は、令和三年四月一日から施行する。

2 (経過措置) この省令の施行の際現にあるこの省令による

3 この省令の施行の際現にあるこの省令による改正前の様式（次項において「旧様式」という。）により使用されている書類は、この省令による改正後の様式によるものとみなす。

附則（令和五年八月三日厚生労働省令第一〇一號）抄

第一条 この省令は、生活衛生関係営業等の事業

活動の継続に資する環境の整備を図るための旅館業法等の一部を改正する法律（令和五年法律第二一二号）の施行の日、（施行日）。

(美容師法施行規則の一部改正に伴う経過措置)
第八条 施行日前に営業を譲り受けた者に係るこの省令による改正前の美容師法施行規則第十九

様式第1 条の規定の適用については、なお従前の例によ
る。

樣式第2

回答
1) 勝利者には、敗者に譲る。
2) 謙下する。即ち譲ること。
3) この争奪戦は、而ての攻防戦に勝利する取扱い又は隠匿を取ること。
（隠匿者は、更に隠すこと。）
4) 得失勘定の上に争う場合は、而ての予算により手数料を納めること。
5) 金券(高島銀行券)による購入を希望する場合は、「回送・過済券」様式に口座を記入すること。
6) 免税専門店へ、内日本内向の免税店へ向かう場合は、「免税・免税券」様式に口座を記入すること。

備考

- 1. 申込欄には、記入しないことを。
- 2. 記入欄を複数回で記入すること。
- 3. ご当地課題には、南洋の民族差別昇進に相当する申込記載又は説明添書を願うこと。
(別添書類は、裏面に貼ること。)
- 4. 指定欄に記入する場合は、南洋の手帳上より手帳料金を交付すること。
- 5. 各支局(公使館)は、宣傳の記載を希望する場合は、「宣傳料金を多く印加料金を記入する。」

備考 1 本印欄には、記入しないこと。
2 計算する数字を○で囲むこと。
3 用紙の大きさは、A4とすること。

樣式第3

| | | | |
|--|-----------|-----------------|-----------|
| 形式番号 | 令和元年定期交換券 | | 申込日 会員年月日 |
| (郵便にてご提出) | | | |
| 第 二 会 員 種 定期交換券代用券 | | | |
| 下記二つ、国税課で受取ったので、付箋書類を添て申し込みます。 | | | |
| ワクガリ | | (4.5cm×5.5cm) | |
| 2 氏名 | | | |
| 3 性別 1.男 2.女 | | | |
| 4 生年月日 1.西暦 2.西暦 3.西暦 4.西暦 | | (令和年月日記入) | |
| 5 受取駅宛付送付印 | | 都郵便 支局 支局 | |
| 6 郵便番号 | | | |
| 7 過去3年連続各年 8 本年も同様 | | | |
| 9 定期交換券の発行年月 (郵便局の郵便局名) | | | |
| 10 定期交換券の返却年月 (郵便局の郵便局名) | | | |
| 11 定期交換券の返却年月 (郵便局の郵便局名) | | | |
| 12 定期交換券の返却年月 (郵便局の郵便局名) | | | |
| 13 本年又はその年の 他の郵便局に提出した 定期交換券の年月 | | | |
| 14 既存の定期券 (郵便局の郵便局名) | | | |
| 15 既存の定期券 (郵便局の郵便局名) | | | |
| 16 既存の定期券 (郵便局の郵便局名) | | | |
| 17 既存の定期券 (郵便局の郵便局名) | | | |
| 18 既存の定期券 (郵便局の郵便局名) | | | |
| 19 既存の定期券 (郵便局の郵便局名) | | | |
| 20 既存の定期券 (郵便局の郵便局名) | | | |
| 備考：当該定期券を複数申込む場合は、必ず上記のとおり、申込料金を算出し、申込人情報を記入して下さい。 | | | |